

運輸・物流分野における脱炭素化支援事業実施要綱

(制定) 令和6年2月5日5産労産計第732号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、運輸・物流分野における都内企業の脱炭素化の促進を図るために行う「運輸・物流分野における脱炭素化支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

1 荷主に対する支援

脱炭素化等を実践する中小企業者等である荷主が、製品等の貨物自動車運送を行うに際し、グリーン経営認証制度及び ISO14001 の認証、東京都貨物輸送評価制度における「三つ星」評価（以下、「各認証等」という。）のいずれかを取得している貨物自動車運送事業者を利用する場合にその運送経費の一部を助成する。

2 運輸事業者に対する支援

脱炭素化等を実践する運輸事業者が、グリーン経営認証制度及び ISO14001 の認証を新たに取得する場合の審査及び認証登録に係る経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、個人事業者）であって、大企業が実質的に経営に参画していないもの
- (2) 個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であるもの

2 「荷主」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第109条で規定する者をいう。

3 「運輸事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業を営む者、同条第3項の特定貨物自動車運送事業を営む者及び同条第4項の貨物軽自動車運送事業を営む者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般旅客自動車運

送事業及び特定旅客自動車運送事業を営む者。

- 4 「契約等」とは、荷主と貨物自動車運送事業者との間で合意された貨物運送を行うに当たっての条件等を記した契約書、覚書などの書面のことをいう。
- 5 「グリーン経営認証制度」とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上、認証や登録を行う制度のことをいう。
- 6 「IS014001」とは、サステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減および環境への貢献を目指す環境マネジメントシステムに関する国際的な規格のことをいう。
- 7 「東京都貨物輸送評価制度」とは、東京都環境局が実施している、貨物自動車運送事業者のエコドライブ等の取組による燃費削減努力を評価し、東京都内で貨物自動車から排出される二酸化炭素、窒素酸化物等の削減に寄与することを目的とした制度をいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象

助成金の交付対象は、都内に登記簿上の本店又は支店等を有する事業者で、且つ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合とする。なお、助成対象となる経費及び期間等の詳細については、別途定める助成金交付要綱で定める。

(1) 荷主に対する支援

脱炭素化等を実践する中小企業者等である荷主が、原材料や製品等の貨物自動車運送を行う場合に、次のいずれかの認証及び評価を取得している貨物自動車運送事業者を利用する場合の運送経費

- ア グリーン経営認証制度の認証
- イ IS014001 の認証
- ウ 東京都貨物輸送評価制度における「三つ星」評価

(2) 運輸事業者に対する支援

脱炭素化等を実践する運輸事業者が、新たに次のいずれかの認証を取得する場合の審査及び認証登録経費

- ア グリーン経営認証制度の認証
- イ IS014001 の認証

2 助成金額

助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 荷主に対する支援

1 (1) により算出した経費に2分の1を乗じた額又は100万円のいずれか低い金額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 運輸事業者に対する支援

1 (2) により算出した経費に2分の1を乗じた額又は50万円のいずれか低い金額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金額の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - (1) 2の基金を原資として、第4 2による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 本事業の周知に関する事務及び助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則（令和6年2月5日5産労産計第732号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。